

陳情第152号	受理年月日	令和元年11月7日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	刑事裁判のマスコミや一般への全面開示を求める意見書の提出について	
要旨	<p>裁判の中には、裁判官は裁判官でなく、弁護士は弁護士でなく、訟務官は本来の訟務官ではなく、検察官は本来の検察官でない事案が当然に存在する。</p> <p>被告の正当な権利擁護のために、あるいは、弁護人、検察官、裁判官、その他の権利擁護のために、我が国でも裁判のテレビ放映を含む公開を選択すべき時代になったと考える。</p> <p>例えば、福岡では、警察官が殺人容疑で捕まり、裁判で無罪を主張する裁判が行われているが、その裁判が公正に行われるのか、マスコミの一般への開示情報以外に、実際には誰にもわからないまま裁判は進むことになるわけである。しかし、それでは、何が正しいのか市民はわからないのではないか。</p> <p>無論、非公開により守られるものもあるが、高度情報化社会において、なりすましや整形の技術も発達し、裁判所の中もわからなくなった可能性や状況が存在するのではないか。</p> <p>裁判では弁護人を選ぶ権利もあるが、国選弁護人という、国が指名した弁護人が担当するケースもあり、その国選弁護人が適正に裁判を行うのかも国民の関心事となっている。裁判官が誰なのか。検察官が誰なのか。弁護士は誰なのか。被告は誰なのか。国民は裁判を冷静に見守り、かつ、判断を下すことも時として必要ではないかと考える。</p> <p>ついては、下記のとおり、国会に対し、意見書を提出していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 刑事事件において、被告が希望した場合、裁判官の決定により、その裁判をマスコミや一般に全面開示してよいものとする。</p> <p>なお、検察官や裁判官が希望した場合、被告が同意すれば、裁判官</p>	

(続 く)

の決定により、その裁判をマスコミや一般に全面開示してよいものとする。

- 2 全面開示内容は、(1)裁判官、(2)書記官、(3)検察官、(4)検察官側職員、(5)被告、(6)被告の代理人を含むものとし、(7)傍聴人、(8)証人、(9)裁判員などは原則含まないものとする。

また、これらは動画で配信され、出演者全ての直近の顔写真、及び証拠や書面も、一部非開示決定されたものを除き、ホームページで全面開示するものとする。

- 3 本内容は、米国の裁判でのテレビ放映と同様の措置と考えてよいと思われるが、生中継と録画では意味合いが異なり、冷静さを欠くケースもあるため、国会での適切な精査(大学の研究者等による意見書の提出を含む)を求める。